地方分権に関する勉強会　設置要綱

（目的）

第１条　関西圏を視野に、地方分権の観点から、今後取り組むべき方向性や必要となる制度等について検討・研究を行うため、地方分権に関する勉強会（以下「勉強会」という。）を設置する。

（所管事項）

第２条　勉強会は、具体的な政策分野に沿った分権の推進方策について検討・研究を行う。

（構成）

第３条　勉強会は、政策企画部企画室職員の中から同室の室長（以下「室長」という。）が選定した者をもって構成する。

２　勉強会では、必要に応じて、構成員以外の者を勉強会に出席させることができる。

（アドバイザー）

第４条　勉強会では、検討・研究にあたり、アドバイザーとして学識経験者から専門的な助言を得ることができる。

（庶務）

第５条　勉強会の庶務は、政策企画部企画室地域主権課において行う。

（その他）

第６条　この要綱に定めるもののほか、勉強会の運営に関して必要な事項は、室長が定める。

附　則

この要綱は、平成30年8月30日から施行する。